

# 5月臨時会議 5/2

## ◆令和4年下川町議会定例会が開会しました

議の冒頭で、令和4年下川町議会定例会の会期を、令和5年4月30日までの364日間とすることを全会一致で決定しました。

議案では、「下川町議会における脱炭素（ゼロカーボン議会）の行動指針に関する決議」が議員提案されました（※決議については15ページをお読み下さい）。町長提出案件は、「地域活性化企業人派遣に関する基本協定書の締結について」であり、これは、企業との

基本協定書を締結する際に、議会基本条例の規定により議会の議決を必要とするものです。

内容は、政府においてデジタル社会の構築に向けた取り組みを推進する方向性が示されたことにより、下川町における「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）計画」推進体制の構築のため、CIO（最高情報統括責任者）を専門的知見から補佐するCIO補佐官を、外部の民間企業から、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し、デジタル人材の派遣を受けるものです。審議の結果、全員賛成により原案可決しました。

また、国の税制改正に伴う地方税法などの法令改正が令和4年3月31日に公布されたことにより、同日に下川町税条例と下川町国民保険税条例の一部改正を専

決処分とした報告がありました。主な内容は、住宅ローン控除の延長等、固定資産税（土地）の負担調整措置および、基礎課税額等の課税限度額の引き上げとなつていきます。

# 5月第2回臨時会議 5/16

## ◆令和4年度下川町一般会計補正予算（第1号）を原案可決

5月16日に、5月第2回臨時会議を開催しました。今回の案件は、林

業総合センター除却事業の工事請負費の増額に伴う下川町一般会計補正予算（第1号）でした。

これは、解体工事の入札後に当該建物にアスベストを含む建材の使用が判明したため、当初設計の際に想定していなかったアスベスト除去などに係る費用を追加するものです。財源としては繰入金を計上するとの説明がありました。

# 5月第3回臨時会議 5/24

## ◆下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正

5月24日に、5月第3回臨時会議を開催しました。今回は、町職員の不祥事に係る懲戒処分等の行政報告と、特別職の給与減額に関して条例改正案が提案されました。

今回の不祥事は、町職員1名が令和3年2月から11月までの期間において、時間外勤務手当、約37万5千円を不正に受給したことで、地方公務員法、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、及び職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する要綱に基づき免職としたものです。なお、不正受給した金額は全額弁済されていると報告されました。

町職員の当時の管理監督者についても訓告処分としたうえで、町長、副町長の6月分給与をそれぞれ5%減額するとの条例改正案が提案され、全員賛成により原案可決しました。